

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年10月31日
【会社名】	J A 三井リース株式会社
【英訳名】	JA MITSUI LEASING, LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 新分 敬人
【本店の所在の場所】	東京都中央区銀座八丁目13番 1 号
【電話番号】	03(6775)3000
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 小暮 俊介
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区銀座八丁目13番 1 号
【電話番号】	03(6775)3002
【事務連絡者氏名】	経営管理部長 小暮 俊介
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【提出理由】

当社は2025年10月30日開催の取締役会において、当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュフローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1)当該事象の発生年月日

2025年10月30日（取締役会決定日）

(2)当該事象の内容

2025年9月28日付けで、当社グループ会社Katsumi Global, LLC（以下「KG」）のファクタリング取引先である First Brands Group, LLCおよびその関連会社の一部（以下総称して「FBG」）がアメリカ合衆国連邦破産法第11条（以下「ch.11」）に基づく破産保護を求める自主的な請願書を提出しました。

KGは、FBGが保有する売掛債権をファクタリング取引を通じて取得しております。

本件は、現在は米国破産裁判所（以下「裁判所」）で精査をしている状況にありますが、予防的な見地から、以下2点を考慮し、貸倒引当金を計上することといたしました。

裁判所からの公示情報が限定的である中で、関連する債権者における公示情報等が断続的に出されている状況です。

一般的に報道されているKGを含む各債権者における公示情報等を足し合わせた場合の総額が裁判所にて受理されている動議書に記載されるファクタリング債務総額を上回る可能性のある推計値約4億USドルにつきまして、多重譲渡等の可能性がある、との仮説の下にKG影響分を算定した金額について、当該ファクタリング債権に対する反対債権を考慮した上で、貸倒引当金を計上することとしました。

今回、連結財務諸表において、将来の損失発生の可能性に備え、貸倒引当金繰入額13,792百万円を計上いたします。

ch.11申請後のFBGの資金口座は、裁判所の管轄下に置かれております。このような状況下、KGにおけるFBGからの入金につきましては、2025年9月17日以降ストップし、9月28日以降の入金については、裁判所の管轄のもとで精査が進められております。

裁判所精査の範囲については、ch.11申請前後におけるFBGがKGに支払うべき金銭についても対象となっておりますが、上記と同様、将来の損失発生の可能性に備え、上記9月17日から27日までの間にKGに対する支払期日が到来した未収金約34百万USドルにつきまして、連結財務諸表において、貸倒引当金繰入額5,072百万円を計上いたします。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2025年9月期の連結決算において以下のとおり会計処理を行う見込みです。

（連結決算）

・販売費及び一般管理費：貸倒引当金繰入額18,864百万円

（個別決算）

・影響なし

以上